

今回も、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

Q1

請願紹介議員の発言取消について

請願が付託された委員会において、請願紹介議員に委員会への出席を求めて請願内容の詳細な説明を行った。

午前中に行われた請願紹介議員の説明時には、説明内容に対する発言等は無かったが、午後に再開された委員会において、午前中の請願紹介議員の説明に誤解が生じる可能性がある発言が含まれていることが、執行機関から指摘された。

このことから、①委員長の会議録調製権に基づいて委員会記録の該当部分を調製（削除等）する、②委員会において委員長が請願紹介議員の発言に対する発言取消命令を出す、のいずれかで対応することとなった。

このような対応で問題ないか。または、他に適当な方法はあるのか。

連載62

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
企画議事部法制主幹
本橋 謙 治

A1 請願紹介議員の委員会への出席に関する制度では、議会で審議に付される事件は、最初に提案者からの説明を受け、これに対する質疑を行い、委員会に付託（付託省略も可能）し、委員会審査を経て、委員長の報告、これに対する質疑、討論、採決の順で審議されます。

付託された委員会も本会議と同様の手続で審査が行われるのが一般的です。しかし、請願や陳情の提出者（提案者）は、住民であったり、議会で審議される事件の大半の提案者である、執行機関や議員ではありません。

議会の審議（本会議）や審査（委員会）に直接参加できるのは、議会の構成員である議員と説明員としての執行機関のみです。したがって、審議や審査に直接参加することができない住民（請願者や陳情者）が本会議や委

員会において、説明を行うことは不可能です。このため、請願者に代わって、請願の内容等について説明を行うために請願紹介議員の委員会への出席の制度が会議規則で設けられています。

では、請願紹介議員の発言に対するQ1の対応について検討します。まず、委員長の会議録調製権の行使による対応ですが、会議録の記載内容を作成の段階で調製する（改める）ことは、問題があると考えます。

会議録の調製権の行使に関する見解として、行政実例（昭和28年6月27日は、「会議録の調製にあたり、その内容の体裁を整える意味において、重複した発言（例えば議長が会議次第書を誤見し、重複発言をした場合）を抹消する等、その一部を修正することは差し支えないか。」という問いに対し、「発言の

内容に修正を加えるべきではない。」と回答しています。

このように、法の解釈においては、会議録調製権の行使を認めていません。しかし、実務においては、重複発言などについて会議録調製権が限定的に行使されているのが実情です。

したがって、会議録調製権の行使については、慎重な判断が必要であると考えます。では、Q1の発言に対する会議録調製権の行使についてですが、重複発言の調製というレベルではなく、実際に行われた発言自体をなかったように改めることは、もはや会議録の調製権としての許容範囲を超えていると考えますので、会議録調製権を根拠に対応することは消極に解します。

次に、委員長が発言取消命令の行使についてですが、委員長の発言取消命令の対象者は、委員とされています。請願紹介議員は、厳格に考えると委員ではありません。このことから、委員長の発言取消命令の対象者である委員と区別することが適当と考えます。むしろ、請願紹介議員の役割を考慮すると、説明員に近いものと考えるのが良いと考えます。

説明員の発言取消に関する規定はありませんが、議員（委員）の発言取消に準じた対応をすることが適当とされています。このことから、請願紹介議員の発言取消の手続は、請

願紹介議員自ら委員長に対し、発言の取消の申出を行い、委員長は委員会に諮る運営が適当と考えます。委員長は、その旨をあらかじめ請願紹介議員に伝え、発言取消の申出を行うように助言することが考えられます。

参考 標準市議会会議規則

第37条 会議に付する事件は、第141条

(請願書の委員会付託)に規定する場合を

除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 省略

3 省略

第98条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

参考 標準市議会委員会条例

第22条 委員会において地方自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す議員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 省略

3 省略

Q2 請願代表者の変更について

本市議会に請願を提出した団体（自治会）の会長A氏が、自治会の規約に基づき任期満了により、B氏と交代した。

当該自治会が提出した請願は、既に所管する常任委員会に付託され、審査中である。

請願代表者の変更について、議会の議決を経る必要があるのか。

A2

結論から言いますと、請願をした団体の代表者の変更に伴い、これに関する議会の議決は不要と考えます。

請願をした団体の代表者の変更は、議会の意思（議決）が求められているものではなく、当該団体の内部の問題であり、請願を審査す

る議会が代表者の変更に変更に許可、不許可を判断する権限はないことが理由です。

以上のことから、請願団体から議会に対し、代表者の変更の連絡を行い、議会がこれ受け、付託委員会や各議員に対して、請願団体の代表者の変更があった旨を連絡するとともに、請願文書表の訂正や差し替えを行うことで問題は無いと考えます。

Q3 先に議決した請願と同一内容の請願の取扱いについて

去る3月議会に提出された意見書の提出を求める請願を採択した。しかし、請願の採択に基づく意見書の提出は、議員間の合意を得ることができず提出されずに閉会した。

この9月議会に、先の請願と同一内容（意見書の提出を求める）の請願が先の請願と同じ者が先の請願と同じ紹介議員を介して提出された。

本市としては、既に採択している請願であること、既に採択した請願の請願者及び請願紹介議員であることから、当該請願を受理しないことを検討している。

このような対応に問題はないか。

A3 結論から言いますと、Q3で指摘している理由を根拠に請願を受理しないことは問題があると考えます。

請願は、憲法で保障されている国民の権利であり、この権利を制限することは原則として不可能と考えます。

行政実例（昭和26年10月8日）は、「請願は憲法、法律に規定された国民の権利であるからその請願が法定の形式を具備しておれば議長において受理を拒む権限がない。」とされています。

以上のことから、既に採択していることを理由に、請願の受理を拒否することはできないと考えます。

そもそも、今回の請願の再提出は、意見書の提出を求める請願を3月議会で採択したにもかかわらず、未だに意見書の提出に至っていない状況を踏まえて提出されたものと考えられます。

意見書の提出を求める請願を採択した場合、意見書の提出が法的な義務になるということではありませんが、議会が意見書の提出を求める請願を採択した以上、意見書の提出が政治的、道義的な観点から議会に対して求められていると考えます。また、意見書の提出の時期に決まりはありませんので、請願を採択した会期（Q3の場合、3月）に限定され

るものではありませんが、できるだけ早い時期に提出することが求められます。

意見書の提出が速やかに行えない場合、議会は、請願紹介議員を通じて意見書の提出状況などについて、請願者に伝えることなどにより、今回のような請願の再提出という事態を回避できるものと考えます。

なお、請願に意見書を添付して提出する事例がありますが、意見書の提案権は議員になることから、意見書の提案権を有していない請願者が請願に添付している意見書は、参考資料であり、これを議決することはできません。改めて、会議規則が定める提出要件（提出者と賛成者）を満たした意見書の案を議員が提出することが必要です。

参考 標準市議会会議規則

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とも連署し、その他のものについては○人以上の賛成者とも連署して、議長に提出しなければならぬ。

2 省略

*○人の○については、各議会で異なる。

Q4 議会運営委員会の決定と本会議の運営について

本市議会では、日程追加を要する動議や議案が提出されたとき、議会運営委員会を開催し、日程追加の是非を決定し、日程追加が認められた場合、再開後の本会議で直ちに議長が議題宣言を行い、審議を開始する運営をしている。

今回、議員が提出した動議（議長不信任の動議）について、議会運営委員会での取り扱いについて協議したところ、少数会派からの動議であることから、審議しても否決になることが明らかであるため議事日程に追加することは認めないという結論に達した。

再開後の本会議でその旨を議長が報告したところ、動議を提出した議員が反発し、本会議が再び休憩となった。

本市議会が従来から行っていた運営に問題はないか。

A4 まず、議会運営委員会の本会議運営に関する権限ですが、地方自治法上、議会運営委員会が法的な効力を生じる決定（議決）をすることが出来るものは、議長の招集請求権行使に関する決定のみです。

したがって、議会運営委員会が、本会議運営に関して法的な効力や拘束力が生じるものはほとんどありません。議会運営に関する権限を有する議長に対し、助言等を行うのが議会運営委員会の役割です。このことから、議会運営に関する最終的な決定権は、議長が有しています。よって、議会運営委員会の助言や意見と異なる議会運営を行うことは可能です。しかし、実際は、議会運営委員会からの助言や意見等に基づいた議会運営が行われているのが実情です。

では、日程追加の手続を議会運営委員会の決定のみで完結させることの是非についてですが、日程追加の権限を議会運営委員会には有していません。日程追加の手続は、本会議での議決が必要です。したがって、議会運営委員会の決定のみでの日程追加の是非を決めることは、会議規則に反する運営となります。

特に、Q4のように、正規の手続で提出された動議や議案を規則に基づく手続をせず、議会の審議に付さない運営は、議員の議案提案権など、議員の権限の根本的な部分を制限することになりかねない運営であるため、極めて不適当な運営です。賛成少数で否決されることが明らかであることを理由に、日程に追加せず審議しないという運営は、議決機関である議会が行う運営ではないと考えます。

以上のことから、日程追加について、議会運営委員会の判断がどのようなものであっても、議長は日程追加を諮り、これが可決したら、直ちに審議に入り、日程追加が否決された場合は、翌日以降の本会議の日程に掲載すべきと考えます。なお、日程追加の議決を行う本会議が最終日の本会議である場合、理論上は、日程追加を否決することは可能です。が、事実上、審議未了廃案となることから、議会の議決機関としての役割等を考慮すると不適当な運営と言わざるを得ません。

参考 標準市議会会議規則

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

参考 地方自治法

- 第101条 第1項省略
- 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 第109条 第1項、第2項省略
- 議会運営委員会は、次に掲げる事項に

関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
逐条地方自治法（学陽書房）
議会運営実務提要（ぎょうせい）
地方自治関係実判例集（ぎょうせい）
地方自治法質疑応答集（第一法規）
逐条会議規則（学陽書房）

